

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社に採用され、タクシー乗務員として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、業務に従事していたところ、対向車線を走行してきた車両がセンターラインを超えてきたことから、正面衝突し負傷した。請求人は、B病院に搬送され、「胸部大動脈損傷、右大腿骨骨折、右中足骨骨折、左下腿両骨骨折」等と診断され、治療の結果、平成〇年〇月〇日付けで治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の付加的判断

請求人に残存する障害は、右股関節の人工関節置換による機能障害、右足指の関節の機能障害及び外傷性胸部大動脈限局解離に伴う循環器障害が認められるとして、障害等級併合第8級として認定されたものであるが、請求人は、なお、右足指等の変形障害、両下肢の手術による醜状痕及び両下肢のしびれ感等神経症状が認められていないと主張しているので、X線、CR等提出された資料を踏まえ、以下において検討する。

- (1) 変形障害に関しては、C医師が診断書において「X Pで右人工股関節置換術後の状態、左下腿、右第2－4中足骨は軽度の変形は残存するも骨癒合は良好」と意見を述べていること、また、当審査会におけるX線画像の読影からも、右足指等には障害等級に該当するほどの変形障害が残存しているとは評価できない。
  - (2) 醜状障害に関しては、審査官は手術痕等の醜状痕の範囲については、監督署作成の傷病部位表示図よりも広く認定していると判断されるが、審査官の確認した醜状痕の範囲によってもてのひら大のあとを残すものとは言えず、障害等級には該当しない。
  - (3) 右下肢の神経症状に関しては、股関節、足指の機能障害に包含され、左下肢の神経症状に関しては膝・足関節の運動障害は認められず、歩行時の疼痛は常時性がないものであって、主訴からもその程度は軽微なものと判断されることから、障害等級に該当するものとは評価できない。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第8級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由

はない。

よって主文のとおり裁決する。